

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年9月14日

横浜市契約事務受任者
都市整備局長 堀田 和宏

1 契約の概要

横浜駅中央西口駅前広場タクシー乗り場屋根のフレームが破損したことによるガラスの撤去

2 履行(納品)場所

西区南幸一丁目4番地

3 契約日

令和5年7月24日

4 履行日又は履行期間

令和5年7月24日から令和5年7月31日まで

5 契約金額

341,000円(うち消費税及び地方消費税31,000円含む。)

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市神奈川区鶴屋町2丁目23番2号

株式会社大林組 横浜支店 執行役員支店長 今川 卓志

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

横浜駅中央西口駅前広場で車両が衝突し、タクシー乗降場の屋根が一部破損しガラスの落下による第三者被害が懸念されたため、直ちに応急措置が必要であると判断し、緊急口頭契約による措置を実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

タクシー乗降場の屋根を施工した事業者であり、構造について熟知しているため選定しました。

9 所管課

都市整備局 みなとみらい・東神奈川臨海部推進課